

とうきょうトイレ整備事業の概要

1 事業の目的

誰もが社会参加できるまちづくりの核となるトイレ環境の整備を、区市町村が主体となって民間事業者、住民と協働して行う取組を支援することで「生活者の視点に立ったまちづくり」の実現を図る。

2 実施主体等

- (1) 実施主体 区市町村
- (2) 事業期間 原則1年間（ただし、2年間を限度として補助を行う）
- (3) 補助基準額及び補助率 25,000,000円/2分の1
- (4) 指定地区 8地区（平成20年度以降も、新たに地区を指定する予定）

3 指定地区決定までのスケジュール(予定)

5月8日 区市町村連絡会議 実施事業概要説明

5月下旬 実施要綱・地区指定申請様式送付

6月15日前後 地区指定申請締切

6月下旬 申請内容ヒアリング

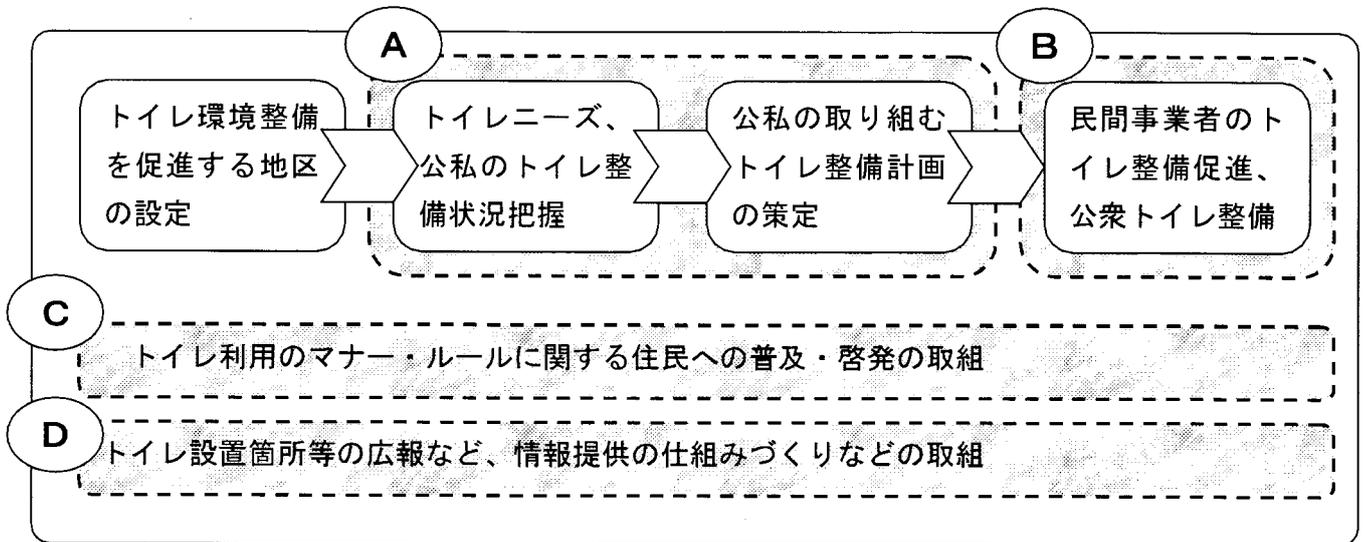
7月中旬 指定地区決定通知

4 実施地区の設定

- ① 公共施設、鉄道駅、公園、福祉施設、商店街など、不特定多数の人が多く集まる場所や行動の拠点を中心としたエリアとする。
- ② 地区の大きさは問わない（区市町村域全体を1つの地区として申請することも可能）。

5 区市町村の取組の基本的な流れ

- A トイレ整備計画の策定
- B トイレ整備（公衆トイレ及び民間事業者のトイレ整備促進）
- C トイレ利用のマナー・ルールに関する住民への普及・啓発の取組
- D トイレ情報の提供の仕組みづくりなどの取組



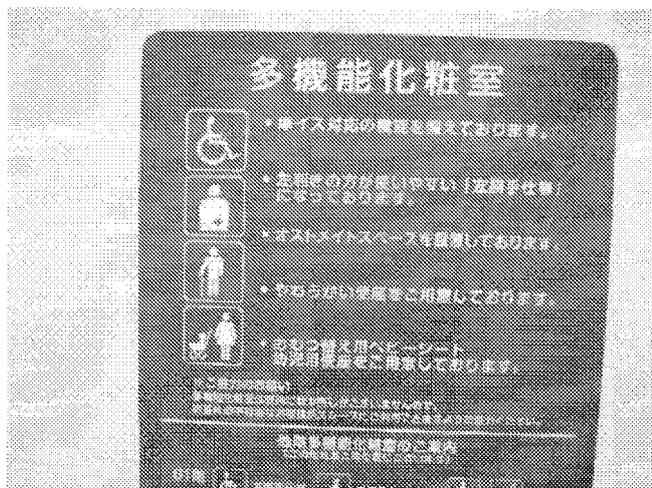
- ◎ C及びDの取組は、指定地区に限定した取組だけでなく、指定地区を含む広域、区市町村域全体の取組も補助対象とする。
- ◎ A～Dの取組以外に、区市町村が地域特性を踏まえて独自に計画、実施する取組も、基本計画のヒアリングを経て補助対象として検討する。

6 トイレ利用標語の作成・周知

- 「だれでもトイレ」を見たときに、その利用対象（サイン）や利用ルールがすぐにわかり、より必要とする人が利用しやすく、利用していないときにはだれもが使えるトイレであることを表す標語について検討を行う。
- 「とうきょうトイレ整備事業」で整備した公衆トイレ及び民間事業者が整備するトイレについて、基本的にこの標語の使用を区市町村に求めていく。

トイレ等利用についての標語の事例

① A百貨店トイレ



- ・利用できる対象のマークと機能について説明している。
- ・ご協力をお願いとして「多機能化粧室は館内に数が所しかございませんので、お体の不自由なお客様がスムーズにご利用できますようご協力ください」とルールが書かれている。

② B百貨店トイレ



- ・利用できる対象のマークを表示している。
- ・「ご自由にお使いください」と利用を促している。
- ・②のような表示では他にも「どなたでもご利用ください」「だれでもトイレ」という表現を使用しているものもある。

③ 駅ビル内エレベーター



- ・このエレベーターの使用にあたって優先されるべき対象のマークを表示。
- ・ルール「おゆずり下さい」とその理由についても書かれている。